

開発行為許可申請添付書類一覧  
法第29条第1項（市街化調整区域）(1)

申請部数：2部（正1部、副1部）

【自己居住用、自己業務用、非自己用 共通事項】

No.	添付書類	内 容
1	開発行為許可申請書	
2	委任状	(代理者による申請の場合)
3	理由書	
4	土地登記事項証明書	発行後6か月以内
5	土地・工作物権利者の同意書	(申請者以外に所有権、抵当権等の権利者がいる場合) 実印、同意年月日記入
6	土地・工作物権利者の印鑑証明書	(申請者以外に所有権、抵当権等の権利者がいる場合) 発行後3か月以内
7	公共施設管理者の同意書（法第32条）	国・県・市はそれぞれの管理者、私道は所有者又は管理者の同意
8	農用地除外証明書	(申請地が農地の場合) 発行後6か月以内
9	設計説明書	【自己居住用の場合は不要】
10	立地基準の判断に必要な書類	別表のとおり
11	都市計画図	方位、区域朱書き、カラーコピー
12	案内図	方位、区域朱書き
13	公図	発行後3か月以内、方位、縮尺、区域朱書き
14	現況図	方位、縮尺、区域朱書き、既存公共施設、撮影方向
15	現況写真（2方向以上）	区域朱書き、道路を入れて撮影
16	求積図（実測）	方位、縮尺、区域朱書き、面積（小数点第2位）
17	土地利用計画平面図（建築物配置図） 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、区域朱書き、道路（幅員、市道番号等、建築基準法上の道路種別）、予定建築物の用途・床面積、緑地等の位置
18	造成計画平面図、造成計画断面図	【切土・盛土がない場合は不要（その旨を土地利用計画平面図に明記）】 方位、縮尺、申請地・隣地の現況高・計画高、断面位置、切土・盛土寸法、着色（切土：黄色、盛土：茶色）、擁壁・外構の種類（既設・新設の別も明記）、基準点（BM）の位置・高さ
19	排水施設計画平面図 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、排水系統、種類、材料、管径、水の流れの方向等
20	排水施設構造図	排水樹、合併処理浄化槽、油水分離槽、最終樹から排水先への接続等
21	給水施設計画平面図 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、給水系統、種類、材料、管径等
22	外構構造図	寸法、縮尺、配筋サイズ・ピッチ、申請地と隣地等との境界
23	雨水流出抑制計算書	【専用住宅で北本市雨水流出抑制施設設置基準により設計されている場合は不要】
24	水路占用許可書の写し	(出入口、排水等のために水路を使用する場合)
25	道路工事施行承認書の写し、道路占用許可書の写し	(道路に関する工事を行う場合や道路に物件等を設けて使用する場合)
26	排水管理設同意書、印鑑証明書、土地登記事項証明書	(排水のために隣地等を利用する場合) 印鑑証明書は発行後3か月以内、土地登記事項証明書は発行後6か月以内
27	設計者の資格に関する書類	【開発区域の面積が1ha未満の場合は不要】 卒業証明書又は資格証明書の写し
28	公共下水道区域外流入許可書の写し	(公共下水道区域外流入する場合)
29	都市計画法第53条許可書の写し	(都市計画施設の区域内に建築物を建築する場合)
30	擁壁構造図、構造計算書	(切土部分の高さが2mを超える崖、盛土部分の高さが1mを超える崖又は切土と盛土を同時に行った部分の高さが2mを超える崖がある場合) 寸法、縮尺、配筋サイズ・ピッチ、申請地と隣地等との境界
31	その他市長が必要と認める書類	

(裏面へ)

正本に添付する証明は複写不可 正本はファイル綴じ不要

開発行為許可申請添付書類一覧  
法第29条第1項（市街化調整区域）(2)

【自己業務用、非自己用】

No.	添付書類	内 容
32	資金計画書*	
33	残高証明書*	(自己資金がある場合) 発行後3か月以内
34	融資証明書*	(融資を受ける予定がある場合) 発行後3か月以内
35	申請者の業務経歴書*	
36	申請者の法人登記事項証明書(申請者が個人の場合は住民票)*	発行後3か月以内
37	申請者の前年度の納税証明書*	申請者が法人の場合は法人税、個人の場合は所得税に関するもの
38	工事施行者の建設業許可書の写し*	土木工事業が含まれること
39	工事施行者の技術者名簿*	
40	工事施行者の工事経歴書*	
41	工事施行者の建設機械目録*	
42	消防協議済証の写し	(開発区域の面積が500㎡以上の場合又は中高層建築物の建築を目的とする開発行為の場合)
43	上水道協議済証の写し	

※ 開発区域の面積が1ha未満で自己業務用の場合は不要

別表 立地基準の判断に必要な書類

No.	添付書類	内 容
<b>1 法第34条第1号(日常生活に必要な物品販売の店舗、自動車修理工場等)</b>		
1-1	50戸連たん図	縮尺1/2,500の白地図を使用して作成、各敷地朱書き
1-2	資格証の写し	(美容師等の資格が必要な場合)
<b>2 法第34条第2号(鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な施設)</b>		
2-1	証明書	温泉法に基づく温泉証明等
<b>3 法第34条第4号(農林漁業用施設)</b>		
3-1	農家証明書【取引先を含む】	発行後3か月以内
3-2	事業計画書	収支計画(減価償却を含む)、原材料入手先・入手方法(取引証明書の写し、契約書の写し等)、年間生産・業務計画(月別作業量、作業内容等)、販売先・販売方法(取り決め方法・契約、出荷方法等)、耕作地分布図
<b>4 法第34条第7号(既存工場の関連施設)</b>		
4-1	既存工場と密接に関連することが分かる書類	収支計画(減価償却を含む)、原材料入手先・入手方法(取引証明書の写し、契約書の写し等)、年間生産・業務計画(月別作業量、作業内容等)、販売先・販売方法(取引証明書の写し、契約書の写し等)
<b>5 法第34条第9号(休憩所、給油所、火薬類製造所) なし</b>		
<b>6 法第34条第11号(集落区域における開発行為) なし</b>		
<b>7 法第34条第12号 条例第5条第2号(長期居住者の自己業務用建築物)</b>		
7-1	住民票	発行後3か月以内、20年前から現在までの間の居住が確認できること
<b>8 法第34条第12号 条例第5条第3号(公共移転)</b>		
8-1	従前地の都市計画図、案内図	方位、区域朱書き、都市計画図はカラーコピー
8-2	収用証明書	
8-3	収用された建築物の建物登記事項証明書、建築確認通知書(確認済証)の写し	建物登記事項証明書は発行後3か月以内 建築物の所有者及び用途が確認できるもの
<b>9 法第34条第12号 条例第5条第7号(既存建築物の敷地拡張)</b>		
9-1	既存建築物の建物登記事項証明書、建築確認通知書(確認済証)の写し	建物登記事項証明書は発行後3か月以内 既存建築物の用途が確認できるもの
<b>10 法第34条第12号 条例第5条第8号(国道17号に面した土地における小売業の店舗) なし</b>		

正本に添付する証明は複写不可 正本はファイル綴じ不要